

◇ 2008年（H20年）12月24日（水）

熊本市自治基本条例検討委員会

会 長 山口 道昭 様

熊本市自治基本条例検討委員会委員

国立大学法人 熊本大学大学院
法曹養成研究科（法科大学院）

教授 林 勝 美

（地方自治法専攻）



自治基本条例林案の取扱い及び自治
基本条例案作成の指針について（お
願い）

標記について、平成20年12月24日付け、熊本市自治基本条例案（林案）の取扱いを別紙第1に、熊本市自治基本条例（案）の作成の指針を別紙第2のとおり提出しますので、それぞれについて、よろしくお取り計らいお願いいたします。

以上

別紙第 1

平成 20 年 1 2 月 2 4 日付け自治基本 条例案（林案）の取扱いについて

1 正副会長案と林案とを並列・対置すべきであります。

(1) 自治基本条例検討委員会の各委員間の議論を深めるためには、正副会長の案に林案を並列・対置することによって問題点が明らかになり、より良い自治基本条例の条文作成につながるものであります。したがって、林案との並列・対置の取扱いをしていただきたい。

(2) 主権者である住民にとって、自治基本条例検討委員会における討論の過程を分かりやすく、かつ、条例の構成や定義・概念の相違等を明らかにし、相互に比較検討することによって問題点の発見につながることも、必要であります。

2 検討する議論の対象について

正副会長案の検討の際は、それに対応する林案を同時に検討の対象にして比較審議をすることとされたい。

なお、林案に記載があって、正副会長案に記載のない条文については、林案を検討の対象にされたい。この意味は、比較検討することによって、より良い条例を制定することにつながるからであります。このことが、主権者である住民の利益につながるものと考えます。

以上

別紙第 2

住民のための自治基本条例（案） 作成の指針について

1 誰のための自治基本条例であるか、そしてそのあるべき姿とは？

- (1) 住民にとって、必要でかつ具体的で使い勝手の良い条例であることが、まず、第一と考えます。
- (2) 住民の要望・課題を解決するためには、抽象的な理念条例ではなく、市政の全体像が住民に理解できるように総合的で具体的な内容が規定されていなければ、役立つものではありません。
- (3) また、憲法及び他の法令に規定されている内容であっても、住民にとって全体像を知ってもらうため必要のあるものは、盛り込まなければならないものなので、そうでなければ、住民は本来有している権利をも気がつかない場合が多いのです。
- (4) このことから、自治基本条例の条文数をあらかじめ制約することは正しいことではありません。

2 この自治基本条例は何を基準にして制定されなければならないか？

憲法及び地方自治法に基づき、住民の要望・課題を解決するために、地方公共団体である熊本市の自治基本条例を定めるものであります。

3 自治基本条例と個別条例との関係・位置付けはどのように考えるか？

個別条例の制定は、自治基本条例の条文の中に、明記すべきであります。

4 条例案作成の民主的かつ公正な進め方

- (1) 検討委員会の委員から正規の手続きにより、提出された条例（案）は、正当な取扱いをすべきであります。

具体的には、正副会長案の審議の際に、その案と並列・対置し、各委員間の議論に供していただきたい。これによって、住民にとってより良い条例の作成に資することになるからであります。

(2) 熊本市自治基本条例(案)は、議会により一旦廃案になったものであるが、前回の廃案になった条例(案)と比較して、今回の正副会長案は、

- ① 廃案と同じ項目はどれなのか、
 - ② どこが新しい項目なのか
 - ③ 全国の先進自治体から取り入れた項目と概念は何か
 - ④ 提案者である林案から正副会長案に取り入れた項目と概念は何か
- について、項目・概念毎に説明を願いたい。

(3) 正副会長案の章立てについて

- ① 前回の廃案になった条例と比較して、章立てはどのように変わったのか
 - ② 項目についての基本的な考え方、項目の骨子についての基本的な考え方を示して、それが廃案になった条例と比較してどのように変わったのか
- について、説明を願いたい。

(4) 今後の審議の予定として提出されたスケジュール案について

- ① 協議内容の中に記載された、章立て、項目について、前回議会により、廃案になった項目の全てを取り上げた理由について、説明をされたい。
- ② 協議内容の中に記載されていない項目は、検討の対象としないのか。
- ③ 条例に書き込むべき項目の全てを明らかにし、これを提出すべきである。

したがって、このスケジュール案のままでは、認められません。

最後に、審議の進め方としては、議会の特別委員会及び本会議において、より良い条例案をつくるとの、議会と市長との公式な合意事項を遵守して進められなければならない。

〔正副会長作成のコンセプトと林作成の指針〕 比較対照

住民のための自治基本条例（案）
作成の指針について

正副会長試案作成のコンセプト

- 1 市民にとってわかりやすい簡潔な条例
- 2 自治を推進するための基本理念、基本原則は盛り込む。
- 3 基本理念、基本原則を実現する具体的な手法（方法）等は、特に必要な項目のみ盛り込む。
- 4 他の法令等に規定されているものは、特に必要な項目のみ盛り込む。
- 5 自治基本条例で盛り込むことができなかつた基本理念、基本原則を実現する具体的な手法（方法）については、行政が個別条例・規則・計画等への反映について検討するとともに、検証していくこととする。

- 1 誰のための自治基本条例であるか、そしてそのあるべき姿とは？
 - (1) 住民にとって、必要かつ具体的で使い勝手の良い条例であることが、まず、第一と考えます。
 - (2) 住民の要望・課題を解決するためには、抽象的な理念条例ではなく、市政の全体像が住民に理解できるように総合的で具体的な内容が規定されていなければ、役立つものではありません。
 - (3) また、憲法及び他の法令に規定されている内容であっても、住民にとって全体像を知ってもらうため必要のあるものは、盛り込まなければならないものなのです。そうでなければ、住民は本来有している権利をも気がつかない場合が多いのです。
 - (4) このことから、自治基本条例の条文数をあらかじめ制約することは正しいことではありません。
- 2 この自治基本条例は何を基準にして制定されなければならないか？

憲法及び地方自治法に基づき、住民の要望・課題を解決するために、地方公共団体である熊本市の自治基本条例を定めるものであります。
- 3 自治基本条例と個別条例との関係・位置付けはどのように考えるか？

個別条例の制定は、自治基本条例の条文の中に、明記すべきであります。
- 4 条例案作成の民主的かつ公正な進め方
 - (1) 検討委員会の委員から正規の手続きにより、提出された条例（案）は、正当な取扱いをすべきであります。

具体的には、正副会長案の審議の際に、その案と並列・対置し、各委員間の議論に供していただきたい。これによって、住民にとってより良い条例の作成に資することになるからであります。

(2) 熊本市自治基本条例(案)は、議会により一旦廃案になったものであるが、前回の廃案になった条例(案)と比較して、今回の正副会長案は、

- ① 廃案と同じ項目はどれなのか、
- ② どこが新しい項目なのか
- ③ 全国の先進自治体から取り入れた項目と概念は何か
- ④ 提案者である林案から正副会長案に取り入れた項目と概念は何か

について、項目・概念毎に説明を願いたい。

(3) 正副会長案の章立てについて

- ① 前回の廃案になった条例と比較して、章立てはどのように変わったのか
- ② 項目についての基本的な考え方、項目の骨子についての基本的な考え方を示して、それが廃案になった条例と比較してどのように変わったのか

について、説明を願いたい。

(4) 今後の審議の予定として提出されたスケジュール案について

- ① 協議内容の中に記載された、章立て、項目について、前回議会により、廃案になった項目の全てを取り上げた理由について、説明をされたい。
- ② 協議内容の中に記載されていない項目は、検討の対象としないのか。
- ③ 条例に書き込むべき項目の全てを明らかにし、これを提出すべきである。

したがって、このスケジュール案のままでは、認められません。

最後に、審議の進め方としては、議会の特別委員会及び本会議において、より良い条例案をつくるとの、議会と市長との公式な合意事項を遵守して進められなければならない。

前文

第1章 総則

- 1 目的
- 2 定義
- 3 自治の基本理念
- 4 自治運営の基本原則

第2章 市民

- 1 市民の権利
- 2 市民の責務

第3章 議会

- 1 市議会の役割
- 2 市議会議員の責務

第4章 市の執行機関等

- 1 市長の責務
- 2 市の執行機関等の役割
- 3 職員の責務

第5章 情報共有・参画・協働によるまちづくり

第6章 市政運営

- 1 情報共有
- 2 個人情報保護
- 3 説明責任
- 4 参画
- 5 青少年・子どもの参画
- 6 市民参画制度
- 7 施策への反映
- 8 協働
- 9 総合計画
- 10 財政運営
- 11 行政評価
- 12 組織体制
- 13 総合的な行政サービス
- 14 審議会等

第7章 国及び他の地方公共団体との連携

第8章 条例の見直し等

- 1 条例の位置づけ
- 2 条例の見直し
- 3 自治推進委員会の設置

附則

- 第1章 総則
- 第2章 自治の基本理念及び自治運営の基本原則
- 第3章 自治運営を担う主体の役割と責務
 - 第1節 住民の権利と責務
 - 第2節 議会の設置
 - 第3節 市長及び執行機関の設置
 - 第1款 市長及び執行機関
 - 第2款 行政運営の基本原則
- 第4章 自治運営の基本原則に基づく制度等
 - 第1節 情報共有と説明・応答責任による自治運営
 - 第2節 参画による自治運営
 - 第3節 協働による自治運営
 - 第4節 住民自治による地域自治の運営
 - 第1款 地域における住民の活動及びその活動の推進
 - 第2款 校区における自治活動
 - 第3款 合併自治区（旧富合町）
 - 第4款 地域自治機関による自治活動
 - 第5節 自治推進委員会の設置
- 第5章 国、県及び他の自治体等との政府関係
- 第6章 条例の見直し

附 則

〔正副会長案と林案との比較対照〕

二巡目協議用 正副会長試案

資料4

熊本市自治基本条例案・林案の提出

※盛り込むべき項目と内容

I 総則

1 前文（条例制定の背景、自治の方向性や基本原理、制定者の決意などを述べたもの）

- (1) 熊本市がどういうまちであるか。⇒地下水などの環境、熊本城等の歴史的遺産、文化 など
- (2) 熊本市の自治を今後どのように進めていくべきか。⇒情報共有、参画、協働 など
- (3) 自治基本条例制定の意義 ⇒地方自治の本旨の実現、最高規範性 など

2 目的（条例に規定する内容を明らかにし、最終目的を示すもの）

（条例に規定する内容を明らかにするもの）

- (1) 自治の基本理念を明らかにすること。
- (2) 市民と市議会と市の執行機関等の役割を定めること。
- (3) 自治を進めるための基本原理を定めること。

（最終目的）

- (1) 地方自治の本旨に基づく自治を推進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指すこと。

【 前文 】

自治の基本理念と自治運営の基本原則を定めた熊本市自治基本条例を制定する。
住民の信託に基づく、市議会及び市行政の運営。
国、熊本県と対等な立場で相互協力をする関係。
地方自治の本旨に基づく、市議会及び市行政の運営。
自治基本条例の最高規範性の宣言。

第1章 総則

（ 目的 ）

第1条 この条例は、熊本市における自治の基本理念と自治運営の基本原則を明らかにし、住民の信託に基づく市議会及び市長その他の執行機関等の役割と責務等を明らかにするとともに、住民自治による情報の共有と住民参画・協働の市政運営に務め、日本国憲法に規定する地方自治の本旨に基づく自治を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた持続可能な循環型地域社会の実現を図ることを目的とします。

（住民主権）

第2条 住民は、熊本市の自治の主権者として、選挙により住民の代表者である議会の議員及び市の代表者である市長を定め、その職を信託します。

5 定義について

- (1) 住民
 - ①熊本市の区域内に住所を有する者
- (2) 市民
 - ①熊本市の区域内に住所を有する者
 - ②熊本市の区域内に通勤する者
 - ③熊本市の区域内に通学する者
 - ④熊本市の区域内で事業を営むもの
 - ⑤熊本市の区域内で活動するもの
- (3) 市の執行機関等
 - ①市長
 - ②教育委員会
 - ③選挙管理委員会
 - ④人事委員会
 - ⑤監査委員
 - ⑥農業委員会
 - ⑦固定資産評価審査委員会
 - ⑧公営企業管理者
 - ⑨消防長
- (4) 参画
 - ①施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加すること。
- (5) 協働
 - ①同じ目的のために、それぞれが対等な立場で役割と責任を担い、協力すること。
- (6) まちづくり
 - ①自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、わたしたちが暮らす熊本市を魅力的でより快適にしていこう活動
- (7) 市政
 - ①市議会、市の執行機関等が~~行~~全ての活動

- (10) 市
 - (11) 自治
 - (12) 地方政府
 - (13) 出資団体等
 - (14) コミュニティ
 - (15) 地域のまちづくり
- } 項目及び内容を協議していく中で、定義を定める必要が生じた場合協議

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 自治 住民が、地方公共団体である熊本市を、自ら治めることをいいます。
- (2) 住民 地方公共団体である熊本市の区域内（以下「市内」という。）に居住する日本国憲法（昭和21年11月3日公布。以下「憲法」という。）第93条第2項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第11条から第13条までに規定する者及び自治法第10条に規定する住民から法人を除いた自然人をいいます。
- (3) 通勤・通学者 市内に通勤し若しくは通学する者をいいます。
- (4) 事業者等 市内で事業を営み又は活動を行う個人若しくは法人その他の団体をいいます。
- (5) 市政 市における市議会、市長及び市の執行機関の政策及び活動のすべてをいいます。
- (6) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいいます。
- (7) 参画 市政に関する課題の設定、施策の立案・計画、検討、決定から実施及び評価、見直しまでの行政過程に主体的に住民が参画することをいいます。
- (8) 協働 住民、通勤・通学者、事業者等、市議会及び市長等は、それぞれが対等な立場で役割と責任を担い、協力し、公共的目的を果たすことをいいます。
- (9) 地域づくり 良好な環境及び福祉の住みよい地域づくりを目指して行う市、住民、通勤・通学者及び事業者等の行う地域における活動をいいます。

(10) 出資団体等 次に、該当するものを出資団体等といいます。

ア 市が出資している団体

イ 市が補助金、奨励金、助成金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体

ウ 市が事務事業の委託及び自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている団体

エ 市の職員を派遣している団体

(最高規範性)

第4条 この条例は、熊本市における自治の基本を定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に定める事項を

最大限尊重し、整合性を図らなければなりません。各計画の策定、見直し及び運用においても同様とします。

2 この条例を実効あるものとするためには、本条例の各条文に定める個別手続き条例の制定が不可欠であるから、早急に制定するものとします。

3 住民、市議会及び市長等は、この条例を尊重し、熊本市の住民自治の推進及び団体自治の確立に努めます。

3 自治の基本理念（自治を進める際の基本的な考え方）

地方自治の本旨に基づき団体自治を確立し、住民自治の拡充・推進を目指すため、次の基本理念を掲げる。

- (1) 熊本市自らの意思と責任のもとで自立した市政が行われること。
- (2) 市民、市議会及び市の執行機関等が、相互に情報を共有し、信頼し合い、協働して市政が進められること。
- (3) 一人ひとりの人権を尊重すること。
- (4) 主権者である市民の意思を適切に反映した市政が行われること。
- (5) 市民の自発的、積極的な参画により市政が進められること。
- (6) 持続可能な循環型地域社会を実現すること。

第2章 自治の基本理念及び自治運営の基本原則

（自治の基本理念）

第5条 市は、次に掲げることを基本理念として、地方自治の本旨に基づき住民自治の拡充・推進を図るとともに、団体自治の確立を目指します。

- (1) 住民主権 住民が、地方公共団体である熊本市の主権者として、住民自治を実現することが、地方自治の根幹であります。
- (2) 信託に基づく市政 地方公共団体である熊本市の主権者である住民から信託された市議会及び市長は、住民自治の原理に基づき、情報公開と住民参画を基本として公正で透明な開かれた市政運営を行わなければなりません。
- (3) 住民の人権の尊重及び福祉の増進 住民は、平等として扱われ、国籍、障害の有無、性別、年齢、政治的、経済的、社会的関係等において差別されません。
市議会、市長及び市の執行機関は、住民の利益と権利を擁護し、住民の福祉の増進のため、最大限努力しなければなりません。
- (4) 持続可能な循環型地域社会の実現 市議会、市長及び市の執行機関は、地域資源の有限性を自覚し、地域における自然、経済、文化の均衡のとれた住みよい地域を目指し、国際的関係をも視野に入れて、情報公開と住民参画を基本とした市政のもとに、多様で豊かな持続可能な循環型地域社会の実現を目指します。
- (5) 市と県と国の対等な関係 市は、国及び県と対等・協力関係の下で、団体自治を実現し、住民自治の原則に基づき、住民の市政への参画・協働のもとに、自立的かつ透明な開かれた市政運営を行わなければなりません。

4 自治運営の基本原則(自治を運営する際の基本原則)

- (1) 情報共有の原則
- (2) 参画の原則
- (3) 協働の原則

(自治運営の基本原則)

第6条 住民、市議会及び市長等は、前条に定める自治の基本理念に基づき、次に掲げる基本原則の下に自治の運営を行います。

- (1) 情報共有の原則 市議会及び市長等は、市政に関する情報を積極的に住民に公開し、情報の共有を図ること。
- (2) 参画の原則 参画の定義を基本として市政運営を行うこと。
- (3) 協働の原則 協働の定義を基本として、進めること。
- (4) 説明・応答の原則 市議会及び市長等は、住民に対して市政に関し十分な説明を行い、かつ、住民からの意見・質問等に対して誠実に説明・応答をすること。

2 住民は、市政に参画又は協働をしないことによって、いかなる不利益も受けないこと。

第3章 自治運営を担う主体の役割と責務

第1節 住民の権利と責務

(住民の権利及び責務)

第7条 住民は、憲法に規定する基本的人権を有し、すべて一人ひとりの個人として尊重され、平和で良好な環境のもとで、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が保障されます。

2 住民は、自治法に定めるところにより、主権者として、住民の代表を選ぶ権利、条例の制定・改正又は廃止、市長・市議会議員の解職請求等の直接請求を行う権利、住民監査請求、住民訴訟の提起、その他の権利を有し、これを行行使することができます。

3 通勤・通学者及び事業者等は、法令又はその性質上保有できない権利を除き、前2項及び次項以下の権利を等しく行使することができます。

4 住民は、本条第1項及び第2項に規定するもののほか、主権者として、次に掲げる権利を有し、これを行行使することができます。

(1) 市政に関し、市議会及び市長等に対して、情報を取得する権利

(2) 自己に係る個人情報の開示及び適正な措置を請求する権利

(3) 市政に参画する権利

(4) 市政に関し、意見を表明し、又は提案する権利

(5) 市政に関し、説明を求める権利及び学習する権利

(6) 市議会及び市長等に対して、協働を請求する権利(以下「協働請求権」といいます。)及び諾否をする権利(以下「協働諾否権」といいます。)

(7) 安心・安全で、良好な自然的、社会的、文化的環境のもとで生きる権利

(8) 青少年・子ども(未成年者の住民をいいます。以下同じ。)の市政に参画する権利

(9) 阿蘇からの地下流水である市内の地下水を公水と位置づけ、清浄な地下水を享受する権利

二巡目協議用 正副会長試案

※盛り込むべき項目と内容

II 役割

1 市民の権利と責務

【自治を進める上で必要な権利と責務】

(1) 市民の権利

市民は、日本国憲法及び法令に定める権利、義務を有するとともに、自治の基本理念を実現するため、市民は次の権利を有します。

① 市の執行機関等及び市議会に対して、情報を求める権利

② 市政に参画する権利

③ 市政に関し意見を表明し、提案する権利

(2) 市民の責務

自治の基本理念を実現するため、次の責務を果たします。

① 市政への参画に当たっては、自らの発言と行動に責任をもつ。(義務規定)

② 市政への積極的な参画(努力規定)

③ 自らまちづくりに取り組む(努力規定)

④ 市内で事業を営むもの及び市内で活動するものは、その事業または活動が社会生活に及ぼす影響に十分配慮するとともに、地域社会との調和に努め、暮らしやすい地域社会の実現に寄与する。(努力規定)

2 市議会の役割

【自治を進める上で必要な基本理念、基本原則等】

(1) 市議会の役割

市議会は、地方自治法に定める権限を有するとともに、以下の役割を担います。

- ① 市政運営を監視し、公平及び公正で透明性の高い市勢の実現（努力規定）
- ② 広範な市民の意見の聴取や集約（努力規定）
- ③ 分かりやすく開かれた議会運営（努力規定）

(2) 市議会議員の責務

- ① 政策の提案及び立法に関する活動を行うこと（努力規定）
- ② 市民の信頼に応え、誠実に職務を行うこと（努力規定）
- ③ 説明責任を果たすこと（努力規定）

【上記の基本理念・基本原則を実施する具体的な方法】

市長等の反問

請願及び陳情者との意見交換

- 5 住民は、その権利の行使に当たっては、自らの発言と行動に責任をもたなければなりません。
- 6 事業者等は、自由で自立した活動を営むとともに、住民及び市と相互に連携し、地域社会を構成するものとしての社会的責任を自覚して、地域社会との調和を図り、安全で良好な環境の実現に寄与するように務めなければなりません

第2章 議会の設置

（ 議会の設置 ）

第8条 市に、議事機関として、主権者である住民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される議会を設置します。

（ 市議会の権限等 ）

第9条 市議会は、住民の信託を受けた議事機関として、住民の多様な意思を討論を通じて調整統合し、自治体としての団体意思を形成する役割を果たします。

2 市議会は、市政運営を監視するとともに、条例の制定、改正、廃止、予算の決定、決算の認定その他市政運営の基本的な事項を議決し、市の団体意思を決定する権限を有します。

（ 市議会の責務 ）

第10条 市議会は、広く住民の意見を聴き、市議会の審議その他の活動の透明性を確保し、開かれた議会の運営に務めなければなりません。

2 市議会は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及び自治運営の基本原則にのっとり、常に住民の利益と権利を保障するとともに、住民の福祉の増進を基本にして進めなければなりません。

（市議会の会議）

第11条 市議会の会議は、討議を基本とします。

2 議長から本会議、常任委員会及び特別委員会への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して議長又は委員長長の許可を得て、反問することができます。

（市議会への住民参加）

第12条 市議会は、請願及び陳情を住民による政策提言と位置づけ、委員会において審議するに当たっては、提案者が意見を述べるとともに、提案者と委員会の委員とが当該事案に関して意見を交換する機会を設けなければなりません。

（ 市議会議員の責務 ）

第13条 市議会議員は、住民の信託を受けた住民の代表として高い倫理観の下、地域の課題や住民の意見を把握するとともに、政策の提案及び立法に関する活動に務め、かつ、開かれた議会運営をとおして、住民のために誠実に職務を行います。

3 市の執行機関等の役割

【自治を進める上で必要な基本理念、基本原則等】

(1) 市長の責務

- ① 市長は、地方自治法に定める権限を有するとともに、以下の役割を担います。
- ② 市の代表として、公平及び公正かつ誠実に、透明性の高い市政運営を行う。(義務規定)

(2) 市の執行機関等の役割

- ① 公平及び公正かつ誠実に、透明性の高い市政運営を行う。(義務規定)
- ② 市民の意向や地域の実情を的確に把握し、行政サービスの質や市民の満足度を高める。(努力規定)

(3) 職員の責務

- ① 市の執行機関等の役割を担うとともに、以下の責務を担います。
- ② 全体の奉仕者として、市民の視点に立って職務を行う。(義務規定)
- ③ 自己研さんに励む。(努力規定)

第3節 市長及び執行機関の設置

第1款 市長及び執行機関

(市長及び執行機関の設置)

第14条 市に、主権者である住民の直接選挙により信託を受けた市の代表機関である市長及び執行機関を設置します。

(市長の権限)

第15条 市長は、主権者である住民の直接選挙により信託を受けた市の代表として市を統轄し公正かつ誠実・透明に市政運営を行います。

2 市長は、自治法に定めるところにより、市議会への議案の提出、予算の調整、職員の指揮監督、公共的団体等に対する指揮監督等の市の事務を管理し、これを執行する権限を有するとともに、市政全体の総合的な調整その他の権限を行使します。

(市長の責務)

第16条 市長は、その権限の行使に当たっては、広く住民の意見を聴くとともに、この条例の自治の基本理念、自治運営の原則及び各制度を遵守し、住民との情報の共有及び市政への参画を基本として、説明・応答の市政運営に務め、住民の利益と権利を擁護し住民の福祉の増進を最大限に図り、公正かつ誠実・透明を基本としなければなりません。

2 市長は、毎年度、市政運営の方針を定め、これを住民及び市議会に説明するとともに、その評価を含め達成状況を報告しなければなりません。

(執行機関の連携及び協力)

第17条 市長及び執行機関は、所掌事項について、自らの判断及び責任においてこれを公正かつ誠実に処理するとともに、市長の総合的な調整のもと、一体として執行機関相互の連携及び協力を図りながら、機能的な運営を目指さなければなりません。

(参与等)

第18条 市長は、市長の業務を補佐するため、参与等を設置することができます。

(補助機関である市の職員の責務)

第19条 職員は、市長の補助機関として、その職責が住民の信託に由来し、一部の奉仕者ではなく、住民全体の奉仕者であることを自覚し、憲法、法令及びこ

の条例の基本理念・自治運営の基本原則、各制度等を理解し、誠実、公正かつ能率的に職務を行わなければなりません。

2 職員は、地域課題を発見し、解決方策を発明し、先進自治体の実例に学び、政策実務の知識及び応用能力の向上に努めるとともに、創意をもって住民と協議・協働し、住民自治を実現しなければなりません。

3 市は、前項に定める職員の能力の向上を図るため、研修体制を充実するとともに、職員の自己研修のために、多様な機会を保障しなければなりません。

第2款 行政運営の基本原則

(行政運営の基本原則)

第20条 市長等は、次の事項を基本とし、行政運営を行います。

- (1) 市政運営の基本方針及び重要施策に関する事項は、熊本市における最高意思決定機関である熊本市経営戦略会議において決定します。
- (2) 市政に関する情報は、住民の共通の財産であり、透明で開かれた行政運営を推進し、市政情報の共有を基本にして、迅速かつ積極的に情報を開示及び提供しなければなりません。
- (3) 行政課題の設定、施策の立案・計画、検討、決定から実施及び評価、見直しまでの各過程に住民参画を基本に、住民が積極的に参画できるように保障するものとします。
- (4) 計画、財政、評価等の制度を相互に連携させた組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行わなければなりません。
- (5) 人種、信条、性別、年齢、社会的、身体的、政治的状況等で差別的取り扱いをすることなく人権を尊重し、住民の権利の擁護を図らなければなりません。
- (6) 法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、住民の福祉の増進を目的として行わなければなりません。
- (7) 組織及び制度は、簡素で効率的かつ機能的なものとなるよう、継続的に改善し、むだをなくし、最小の経費で最大の事業効果を挙げるようにしなければなりません。
- (8) 出資団体等については、その設立目的に沿った適正な運営等の視点に立ち、情報公開を進める等必要な指導及び調整を行わなければなりません。